記

覚書

一、日給九十銭ノ雑工三名ニ対シテハ各十銭宛昇給スルコト
二、公休日出勤ノ場合ハ五分ヲ附ケルコト
三、臨時休業ノ場合ハ日給ノ五分ヲ支給スルコト 但シ本年十一月ヨリ実施スルコト十月十一月ハ臨時休業セザルコト、
四、残業ノ場合ハ一時間一分ヲ附ケルコト
五、健康保険ニ加入スルコト
六、就業時間ハ午前七時ヨリ午後五時[illegible]トスルコト
七、従業員ハ無断欠勤セズ誠意ヲ以テ[illegible]ニ従事スルコト

昭和六年十月八日

従業員代表 山田巌
大島厚吉
鎌倉紀太郎

組合代表 村本賢治
米多俊丈
長澤繁夫
丸山作雄

事業主、

調停者

十月十一日ヨリ就業スルコト 但シ今回ノ交渉中休業中ノ賃銀ハ支払ハズ[illegible]

---

6. 10.21
3151

昭和六年十月二十日 警視総監 高橋守雄

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿
各庁府県長官殿（八府県ヲ除ク）

福島家具製作所労働争議ニ関スル件

要旨ー職工一四名ハ本月十二日昇給其他ノ嘆願書ヲ提出十三日ヨリ罷業セリ

標記製作所ハ従来請負及日給制度ナリシカ事業不振ヲ理由ニ全部請負制度ニ変更セル為職工ハ収入減トナリ昇給其他ノ要求書ヲ工場主ニ提出罷業セルカ状況左記ノ通

記

一、争議発生ノ場所

発生 一〇、一二 解決
[illegible] 二三
[illegible] 一四
関係労働組合 中央合同